

# 契約関係における情報提供義務（八）

—— 非対等当事者間における契約を中心に ——

宮 下 修 一

## 目次

### 第一章 序論

#### 第一節 問題の所在

#### 第二節 本稿の目的と構成

### 第二章 わが国における具体的な問題状況

#### 第一節 統計調査にみる問題状況

#### 第二節 特別法上の諸規定による解決とその問題点

#### 一 緒論

#### 二 従来の「業法」による規制とその限界（以上、一八五号）

#### 三 消費者契約法による保護とその限界

#### 四 金融商品販売法による保護とその限界

#### 五 小括（以上、一八七号）

第三節 民法上の諸規定による解決とその問題点

第三章 ドイツにおける情報提供義務をめぐる議論状況

第一節 はじめに

第二節 ドイツ法における情報開示に関する規定とその限界（以上、一九三号）

第三節 情報提供義務の根拠をめぐる議論

第四節 情報提供義務の具体的な根拠を探索する見解の検討

——いわゆる「動的システム論」による基礎づけの試みを中心に

（以上、一九四号）

第五節 情報提供義務の具体化を志向する見解の検討

第六節 情報提供義務に関するBGB上の諸法理の相互調整

第七節 小括（以上、一九五号）

第四章 わが国における情報提供義務をめぐる議論状況

第一節 はじめに

第二節 意思表示に関する規定の要件を緩和するために情報提供義務を活用する見解

第三節 「契約締結上の過失」論により情報提供義務を基礎づけようとする見解

第四節 情報提供義務を、契約当事者の自己決定基盤を確保するための手段として位置づける見解

第五節 結論（以上、一九七号）

第五章 情報提供義務に関する各論的検討・その1——商品先物取引——

- 第一節 商品先物取引をめぐる問題状況の概観（以上、一九八号）
- 第二節 商品先物取引に関する裁判例の分析
  - 国内公設市場における商品先物取引被害を中心に
- 一 緒論
- 二 裁判例全体の概観
- 三 情報提供義務ないし説明義務違反が認定された場合における責任追及のための実定法上の根拠
- 四 勧誘行為における違法性判断の際に重視される具体的な根拠（以上、本号）
- 五 具体的な取引内容の違法性判断基準
- 六 違法性があると判断された場合の法律上の効果
  - 損害賠償と過失相殺を中心に
- 七 先物取引業者からの差損金支払請求の可否
- 第三節 小括
- 第六章 情報提供義務に関する各論的検討・その2 —— フランチャイズ契約 ——
- 第七章 結語

## 第五章 情報提供義務に関する各論的検討・その1——商品先物取引——（承前）

## 第二節 情報提供義務ないし説明義務をめぐる商品先物取引に関する裁判例の分析

## ——国内公設市場における商品先物取引被害を中心に

## 一 緒論

本節においては、国内公設市場における商品先物取引に関する裁判例を、本稿の具体的な検討対象である情報提供義務ないし説明義務違反に関する判断を中心として分析することとしたい。商品先物取引に関する裁判例では、情報提供義務ないし説明義務違反が問題となっているものが多数存在するというだけでなく、第一節で述べたように複雑でリスクの高い取引であることを反映して、義務違反の判断基準も多岐にわたっており、情報提供義務ないし説明義務の分析にあたって格好の素材を提供しているからである。

もっとも、商品先物取引は一種の継続的取引であり、違法性が問題となりうる行為が取引のすべてにわたって存在しうる。そのため、先物取引業者の責任が認められる場合であっても、情報提供義務ないし説明義務違反だけで違法性が判断されているものはあまり存在せず、具体的な取引内容とあいまって違法性が認定されることが多い。

また第一節でも述べたように、商品先物取引に関する契約は基本委託契約と個別取引から成り立っていることから、それぞれの部分の契約に関して、情報提供義務ないし説明義務違反の有無が問題となりうる。したがって、以下の分析においては、取引過程の全体に目を向けながら、情報提供義務ないし説明義務違反と判断する際に重視さ

れた具体的な事情を探っていく必要がある。

ただその際には、情報提供義務ないし説明義務違反に基づく責任を追及するための実定法上の根拠も問題となることはない。

そこで本節では、まず、次の二で裁判例全体の状況を概観したうえで、三で情報提供義務ないし説明義務違反がある場合の責任を追及するための実定法上の根拠を簡単に整理する。そのうえで、四では、個別事例の分析をもとに、勧誘行為における違法性判断の際に重視される具体的な根拠を検討することとしたい。具体的には、いわゆる適合性原則に関する問題、基本委託契約に関する情報提供義務ないし説明義務違反の判断基準、さらに個別取引における情報提供義務ないし説明義務違反の判断基準を順次検討する。また五では、本稿の目的とは直接の関係をもたないが、商品先物取引の違法性判断の際に勧誘行為と同様に重視される具体的な取引内容の違法性判断基準を検討する。続いて六では、違法性があると判断された場合の法律上の効果について、とりわけ最も多く用いられている損害賠償とその際の過失相殺の状況を中心に検討する。さらに七では、取引を手仕舞（＝顧客に損失が生じて終了）した結果、委託した証拠金を超える額の損害が生じた場合に、先物取引業者からの差損金支払請求が認められるか否かを検討する。

## 二 裁判例全体の概観

個別の検討を進める前に、国内公設市場における商品先物取引について、前回の連載（本連載第七回・法政論集一九八号二四六頁以下）で掲げた裁判例一覧表をもとに、概観しておくこととしよう。

まず、裁判の勝敗について顧客の側からみると、公表されている裁判例のうち、勝訴判決が八割以上にのぼる。しかしながら、勝訴判決のうち過失相殺の有無が争点となった事例は八割近くにのぼるが、そのような事例のうち過失相殺がなされなかったものは約八パーセントにすぎない。しかもさらに過失相殺がなされた判決のうち、七割以上の非常に高い割合で相殺されたものは約七パーセントであるが、逆に割合が三割未満のものも約六パーセントしかない。ほとんどの事例で三割から六割の間で相殺されているが、相殺割合が五割のものが二六パーセント、四割のものが二二パーセントを占めており、損害賠償請求が認められても、実際にはせいぜい損害の半額程度しか填補されないのが実情である。

また、投機的取引に関する顧客の経験という点から見ると、先物取引の経験があると認定した事例は、裁判例全体の一八パーセント弱しかない。しかもそのうち、過去に行った取引の損益状況が事実認定から読みとれる約六割の判決をみると、実にその九割までが顧客が損失を生じる結果に終わっている。それ以外に株式の信用取引など、投機性の高い取引をしたと認定されたものが若干存在する。また、株式の現物取引をした経験があると認定された事例は裁判例全体の五分の一ほど（約一九パーセント）存在するが、その半数以上は自らの勤めている会社の株やごくわずかな株式を一回く数回購入したにとどまり、継続的に株式売買等の投資取引を行っていたとされた事例はあまりない。そうであれば、商品先物取引をめぐる紛争事例における顧客の大半は、商品先物取引を含めた投資取引の経験がまったくないか、きわめて少ない人間であることがわかる。しかしながら、このような未経験者が取引をした事例のうち、損害賠償請求が認められたときに過失相殺をされるものは八五パーセントにも及ぶ。そのうち相殺割合が三割く五割のものが七〇パーセント近くを占め、場合によっては六割から最大九割にも及ぶものまで存在する（なお、過失相殺の問題については、次回に六で本格的に検討する）。

取引期間が事実から読みとれる裁判例をみても、一カ月以内に損失を生じて終了したものが裁判例全体の約九パーセント、一〜三カ月で終了したものが約一七パーセント、三〜六カ月で終了したものが二二パーセント、六カ月〜一年で終了したものが二五パーセントと、一年以内に取引が終了したものが合わせると七二パーセント、実に七割以上に及んでいるのである。

さらに裁判例全体の約半数の事例で取引開始時の顧客の年齢が判明しているが、それをみると、顧客の年齢層は二〇歳代から七〇歳代までまんべんなく分布している。これらの事例のうち、六〇代以上の高齢者が顧客となっているものが三〇パーセント以上に及んでおり（最高齢は八一歳）、上述のように顧客の多くが商品先物取引の未経験者であることを考えると、老後のために蓄えた財産を食い物にするような形で被害が多発していることがわかるであろう。また逆に、二〇代と三〇代という資産的には必ずしも十分ではない顧客が当事者となっている事例も三〇パーセント近くに及んでおり（二〇代だけみると約八パーセントを占め、最少齢は二二歳）、本来であれば商品先物取引に参加するべきではない者にまで被害が及んでいる状況も読みとれる。

以上のように裁判例を概観してみると、商品先物取引をめぐる紛争の当事者には、必ずしも十分な資産をもっているとはいえない取引の未経験者が多く、多額で短期間に損失を生じているにもかかわらず、投機取引という点を考慮され高い割合の過失相殺がなされているということができよう。

### 三 情報提供義務ないし説明義務違反と認定された場合における責任追及のための実定法上の根拠

#### (1) 「業法」等

情報提供義務ないし説明義務違反がある場合における責任追及のための実定法上の根拠としてまず考慮されるべきは、商品取引所法や海外先物取引法などの業法による規制、わが国に七カ所存在する公設の商品取引所の定める定款や受託契約準則などによる規制、日商協の定款や受託業務規則などによる規制、あるいは商品取引員（商品取引業者）の自主規制たる社内規則等における勧誘規制あるいは取引内容規制に、それぞれ違反するか否かである。それぞれの条項については、四以下で具体的な検討を進める中で触れることにするが（なお、商品取引所法および海外先物取引法の勧誘規制については、本連載第二回・法政論集一八七号二一四―二一五頁に掲載した一覧表を参照）、これらの規定に違反したことから直接契約の効力を否定することができるか否かは問題である。

二五〇件ほど存在する国内公設市場の取引をめぐる下級審裁判例をみると、初期のものではあるが、仲買人の営業所または事務所以外での受託を禁じ、かつ登録外務員に限定して委託の勧誘を許容した昭和四二年の改正前の商品取引所法旧九一条一項が強行法規であると解して委託契約の成立を認めなかったものがある。この事案では、業者側から、顧客が業者の従業員（外務員）に対して売買取引を包括的に委託したという主張がなされていた。これに対して、判決では、商品取引所法旧九一条一項の法意は外務員の不正な委託契約の成立を防止することであり、そもそも「外務員による包括的委託なるものを許容する趣旨とは考えられず、同条の規定の精神に照らせば、同条は委託者保護の強行法規であると解するのが相当である」として、包括的委託契約が成立したという主張自体が失当であると判示されている<sup>1)</sup>。しかし、その後に出された最高裁判例で、商品取引所法旧九一条一項は訓示的规定で



あつて、その違反がただちに契約の効力に影響を及ぼすものではないと判示されている点には注意が必要である。<sup>(2)</sup>  
 なおこの最高裁判例では、昭和四二年改正後・平成一〇年改正前の商品取引所法旧九四条一項一号に違反して不当な委託勧誘が行われた場合でも、商品取引の経験がある顧客の自由な判断ないし意思決定により契約が締結された場合には、公序良俗違反とならず、契約の効力に影響はないとされている。さらに、最高裁は、この判例を含め、昭和四二年改正前の旧商品取引所法九六条一項に依拠する受託契約準則に基づき準則（書面）を交付せず、かつ委託者から準則に従って契約する旨の書面または契約書を徴収しなかった場合、<sup>(3)</sup>あるいは旧商品取引所法九七条一項所定の委託証拠金を徴収しなかった場合にも、<sup>(4)</sup>契約の効力に影響はないと判示している。

また国内私設市場における取引では、平成二年改正前の商品取引所法八条が商品先物市場の類似施設の開設を禁じていたにもかかわらず、当時の商品取引所法が指定商品制を採用していたことを理由として、指定商品以外の商品先物取引には同条が適用されないという政府見解（いわゆる「八条逆転解釈」）が公表されたためブラックマーケット被害が拡大したことはすでに述べた（本連載第七回・法政論集一九八号二二三頁以下）。しかしながら、下級審裁判例ではあるが、この「八条逆転解釈」を否定し、指定商品以外の商品を国内私設市場での取引は同条に違反し、公序良俗違反により無効であるという判断を下しているものが散見される。<sup>(5)</sup>一連の下級審判決は、政府見解によつて導き出された誤つた方向性を是正するものと評価できよう。

さらに海外市場における取引では、下級審判決ではあるが、海外先物契約締結日から一四日を経過しなければ売買指示を受けてはならないという海外先物取引法八条一項と、同項の規定に違反した注文は業者の計算によつてしたものとみなすとした同条二項を強行規定であると解して、契約当日に取引がなされたことを理由に、海外先物取引委託契約自体を無効としたものがある。<sup>(6)</sup>

以上のように裁判例をみると、取締法規違反を直接の根拠として契約の無効を認めているものもみられるがごく少数にとどまっており、とりわけ比較的積極的な判断を示している下級審判決に比して、最高裁レベルでは消極的姿勢が顕著であるといえる。この点については、業法の行政的取締規定に違反する行為であっても、違反の程度はさまざまであり、規定の趣旨と違反行為の程度の相関から、具体的契約ごとに契約の有効・無効を考えなければならぬという指摘も重要である。違反の程度が甚だしい場合には、むしろ積極的に契約は無効であると判示すべきであろう。

なお、裁判例全体を通してみれば、取締法規違反等の事情は、後述する民法上の諸法理の適用を考慮する際の一要素とされるのが一般的である。以下では、この点もふまえて民法上の規定による解決について検討することとしよう。

## (2) 民法上の規定

商品先物取引をめぐる裁判例において勧誘行為の違法性が問題となる場合に、顧客の側から主張される民法上の規定としては、まず、詐欺取消しあるいは錯誤無効、公序良俗違反による無効、不法行為あるいは債務不履行に基づく損害賠償などがあげられる。このうち、当事者間の争いの中心に据えられるのは、ほとんどの場合においては、不法行為による損害賠償である。近時においては、債務不履行に基づく損害賠償を認める事例も増えてきたが、契約の無効・取消しを認める事例はほとんど存在しない。いわば、錯誤・詐欺・詐欺や公序良俗違反などの無効・取消事由は、付随的な問題となっているにすぎない。仮に、詐欺ないし公序良俗違反が認められたとしても、ほとんどの場合には、それらは不法行為の違法性判断の一要素として考慮されている。

そこで、以下においては、勧誘行為の違法性が問題となる場合に用いられる可能性のある民法上の規定を、不法行為ないし債務不履行による損害賠償の規定を中心に、順にみていくこととしよう。

(a) 不法行為

商品取引業者に責任を認める法律構成としては、取引全体に違法性が認められるとして不法行為責任を負わせるという、いわゆる「一体的不法行為」とされる場合がきわめて多い。これは、商品先物取引が継続的な取引であり、違法性が問題となる行為が取引のすべての部分にわたって存在しうることを反映している。

すでに松岡久和教授によって指摘されているように、この一体的不法行為論は、詐欺や錯誤などの法律行為法上の保護の困難さを背景に登場してきたものである。その長所としては、①過失相殺を通じた部分的救済が可能であること、②業者の従業員等に対する併存的な責任追及が可能となること、③弁護士費用・慰謝料の請求が容易であることがあげられている<sup>(8)</sup>。

しかし、これもすでに松岡教授が指摘しているように、「一体的不法行為」論をとる場合には、いくつかの問題点が存在する<sup>(9)</sup>。まず、不法行為一般の問題点として、有効な契約に基づく適法な給付を損害と評価できるか、あるいは、過失判断の前提となる重い義務を根拠づけられるか、あるいは過失相殺が安易になされやすいことが指摘されている。また、未清算の個別取引が残っている場合に、先物取引業者からの履行請求が認められる可能性もある。実際、いくつかの裁判例においては、先物取引業者の一連の行為について不法行為による損害賠償を認めながらも、先物取引業者からの未精算委託証拠金の履行請求が認められることも少なくない<sup>(10)</sup>。このような事例にあっては、不法行為による損害賠償請求を認容する際に過失相殺をすることが多いが、先物取引業者からの履行請求権が

信義則上、過失相殺の割合まで縮減されるというものも多い（詳細については、次回に七で検討する）。しかし、この点については理論的根拠を欠くものであり、「剥き出しの恣意的な公平判断」につながるものであるという批判もなされている。<sup>11)</sup>

こうした点を考慮するならば、筆者としては、不法行為が問題となる場面であっても、契約が無効であると構成することが必要であり、そうすることの意味は非常に大きいと考える。実際に国内私設市場における取引をめぐる下級審裁判例ではあるが、商品取引業者から顧客になされた差損金支払請求を、「……金取引及びその委託契約は（被告会社の行為が不法行為を構成することはもとより）公序良俗違反行為として無効といわなければならない」と判示して認めなかったものも存在する（なお、この場合に過失相殺を行えば、後に九四頁で述べるような奇妙な矛盾を生じる点に留意する必要がある）。

なお、一体的不法行為論固有の問題点として、理論構成が柔軟に過ぎて判断基準が明確ではないことなどがあげられている。<sup>13)</sup>

#### (b) 債務不履行

(a) であげた不法行為の問題点をふまえて、近時、債務不履行により契約責任を追及するという構成をとることの有効性が指摘されている。<sup>14)</sup> その理由としてあげられているのは、次のような点である。まず、信認関係に基づく受任者や受託者の忠実義務ないし説明義務や、商品取引所法一三六条の一七に定められている商品取引員（商品取引業者）の顧客に対する誠実公正義務<sup>15)</sup>などを媒介にして業者の責任を認めることが可能となる点である。また、立証責任の点で被害者に有利であるとされている点である。

実際に、近時現れたいくつかの裁判例には、債務不履行構成をとるものが散見される。この場合には、全体的に違法であるという認定がなされていないことも、誠実公正義務違反や、新規委託者の建玉を一定期間は一定枚数に制限するという新規委託者保護注意義務違反<sup>16)</sup>などがあれば、業者の責任を認めるものがみられる。

ただ、債務不履行構成をとる場合であっても、不法行為と同様に、当事者の主張に沿って取引の全体にわたって違法性の判断がなされていることが多く、その判断基準にはあまり大きな違いがみられない。例えば、上述した誠実公正義務違反は、債務不履行構成をとった判決でも、不法行為行為構成をとった判決でも、それぞれ債務不履行ないし不法行為を基礎づける理由としてあげられている。また、これも上述した新規委託者保護注意義務違反<sup>16)</sup>あるいは基本委託契約上の善管注意義務違反についても、まったく同様に、債務不履行ないし不法行為の双方の理由づけとして登場している。そして、認定された同一の事実から一連の行為を、「社会的相当性を逸脱した行為として不法行為の評価を受ける」とともに、商品取引業者は「問屋として善管注意義務違反を負い、信義則上も誠実公正義務を負うものであるところ、前記一連の行為は債務不履行とも評価せざるを得ない」とする判決も存在するのである。<sup>21)</sup>

また、債務不履行責任が認められる場合であっても当該義務違反が取引全体に損失を与えたと認定しているため、効果において不法行為の場合と大きな違いはみられないし、不法行為責任と同様に、高率の過失相殺がなされることも多い（過失相殺の問題性については、次回に六で述べる）。

したがって、不法行為責任か債務不履行責任かという法律構成の違いだけによって、業者の責任の軽重が変わってくるというわけではなく、その違法性判断にあたってどのような事情が考慮されているかという具体的な分析を進める必要がある。

## (c) 詐欺および錯誤

国内公設市場における商品先物取引をめぐる裁判例で、詐欺を理由として契約の取消しが直接認められた事例は、若干ではあるが存在する。やや古いものではあるが、大量の買玉を立てている仕手筋が被告となった業者の社長に資金協力を求めてきたなどという、単なる「相場情報や意見の域を脱し、極めて具体的、確定的な」情報を顧客に伝えて売建玉を勧め、かつその動きに合わせて被告業者が反対の建玉をしていることが向い玉の方法をとっているのを推認させるとして、詐欺取消しを認めた事例がある（なおこの事例では、顧客自身が数年前まである商品取引業者の外務員であり、商品取引の知識に精通していることを逆手にとって勧誘している点が注目される<sup>22)</sup>。また同様にやや古いものではあるが、外務員が以前勤務していた会社で行っていた投資信託の損失を補填すると差し向けて、一任取引（いわゆる「委せ玉（まかせぎよく）」）を勧誘した事例もある<sup>23)</sup>。

この他にも、先物取引業者の勧誘行為が詐欺にあたりとされた事例は存在するが、それは当該業者の不法行為を主張する際にその一要素として考慮され、不法行為による損害賠償という形で救済されている。

国内公設市場における取引で、不法行為の違法性判断にあたって詐欺が認定された事例は、明らかに事実と異なる勧誘を行ったたり、外務員が金員を着服しようとするものである。例えば、契約前でも建玉した以上はキャンセルできないと虚偽の事実を差し向け契約締結を強制した事例や、外務員が「利益保証」をするかの言動をして委託証拠金名目で金員の交付を受けたのにそれを会社に入金しなかった事例などがある<sup>24)</sup>。

ただし、詐欺とまではいえないまでもそれに近い形であると指摘する事例もいくつか存在する。例えば、小学校入学が一年遅れるなど知能程度が低い者と契約を締結したことを詐欺まがいの行為であるとした事例がある（もつともこの事例は、本来は後述する「適合性原則」が問題となる事案であろう）。さらにすでに述べたように、いわゆ

る「客殺し商法」における勧誘のように、勧誘形態が会社の営業方針に沿ったものでいわば組織的な、あるいは会社ぐるみの違法勧誘であるとする事例がある。<sup>27)</sup>

これに対して、国内私設市場ないし海外市場における取引では、詐欺が認定されるケースが散見される。国内私設市場における取引については、実態は先物取引なのに現物取引であるという誤解を生じさせるような勧誘をすることが会社の営業方針となっていたことを理由に、組織的な詐欺行為であると認定するものが多い。<sup>28)</sup> 海外市場における取引については、顧客から委託証拠金名目で委託を受けた金員を実際には海外市場に送金せず費消していたことなどを理由に、同様に組織的な詐欺行為であると認定するものが多い。<sup>29)</sup>

また、錯誤による無効は、後述する断定的判断の提供などにより商品先物取引は必ず儲かると誤信したとしてしばしば被害を受けた顧客の側から主張される。しかし、裁判例では、商品先物取引が価格の変動が激しい取引であることを顧客は承知していることなどを理由として、この主張を認めないことが多い。<sup>30)</sup> もっとも、錯誤無効の主張が認められない場合であっても、ほとんどの事例において、不法行為による損害賠償が認められている点には注意が必要である。

#### （d）公序良俗違反

公序良俗違反による契約の無効についても、不法行為の一要素として主張されることが多い。ただし、先物取引業者からの清算金支払請求を認めない、あるいは預託した有価証券等の返還を認める理由として、公序良俗違反による無効が認められた事例がある。例えば、担当外務員が途中で一任取引を確約したことを理由に、以後の取引は公序良俗違反で無効であるとして、当該取引の証拠金の代用として預託した株券の返還を命じた判決がある（ただ

し、当初の建玉は一任取引ではなかったとして、有効であるとする<sup>331</sup>。

また、取引全体における特定売買の割合を示す特定売買比率あるいは顧客の損失に占める手数料の割合を示す手数料化率（これらの詳細については次回に五で述べる）が高いことから手数料稼ぎが行われていたとして、基本委託契約自体を公序良俗違反で無効であるとして業者からの清算金支払請求を棄却した事例がある<sup>332</sup>。この場合に、顧客からの損害賠償を求める反訴については、業者の行為は不法行為にあたるとして認容されている点は、九〇頁に述べた契約が無効の場合における不法行為の可否の問題に絡んで重要である。ただし本事例では、一級建築士の建設請負会社社長で年収も一千万前後ある顧客が損失が出ているのに取引を継続したなどとして、八割にも及ぶ過失相殺をしている。このような形で過失相殺を行えば、顧客は本来無効である取引により生じた損失のほとんどの部分を回復できないという、奇妙な状態が生じることとなる。その点を考慮したためか、控訴審においては、公序良俗違反は否定されて業者からの清算金支払請求が認められるとともに、顧客からの反訴請求も過失相殺の割合を七割強にしたうえで認容するという形がとられている（なお本件は、業者側から最高裁に上告されたが棄却されている<sup>334</sup>）。

また、国内私設市場や海外市場における取引では、公序良俗違反が認められるものが散見される。とりわけ、国内私設市場における取引に関するものであるが、「著しく不公正な方法」によることを理由に公序良俗違反による無効が認められた最高裁判例<sup>335</sup>があることに留意すべきであろう。すでに八七頁で述べたように、従来も、指定商品について私的市場での取引を禁止していた商品取引所法八条の規定が、指定商品ではなくとも先物取引の実態をもつ取引には適用され、かつ不法な方法で取引が行われていたことを理由に公序良俗違反による無効を認めた大津地裁の判決を契機にして、いくつか公序良俗違反を認める下級審判決が出されていた。これに対して、先に述べた最



高裁判例では、商品先物取引についてなんら知識のない主婦に長時間にわたり、実態は先物取引である「延べ取引」、「子約取引」について、その危険性を説明せず、かえって安全で有利な取引であることを強調して執拗に勧誘することは、著しく不公正な方法によるもので、商品取引所法八条違反の有無を問うことなく、当該契約は公序良俗違反で無効であると判示されている。

この判決は、勧誘態様に直接焦点を当てて出された判決であり、国内私設市場での取引という特殊性を考慮する必要はあるが、国内公設市場における取引に関する判決にも援用することは可能であると思われる。

#### 四 勧誘行為における違法性判断の際に重視される具体的な根拠

##### （1）勧誘当初における無差別電話勧誘の有無

商品先物取引の勧誘は、無差別の電話勧誘という形で行われることが多い。この点については、商品取引所法施行規則（以下、「省令」という）四六条において、迷惑な、執拗な、目的を告げない、または誤認させる勧誘が禁止されている。そこで、これに基づき業者の違法性が追及される場合があるが、裁判例の中でこの点だけをもとにして違法性が認定された事例は存在しない（なお、このような無差別電話勧誘の問題性については、次回に第三節で述べる）。

##### （2）勧誘当初におけるいわゆる「適合性原則」の適用の有無

##### （a）二つの観点からみた適合性原則

次に問題となるのは、本来、先物取引を行う資格を有しない者、すなわち、先物取引に必要な知識、情報、経験または資金が不十分な者に対しては、そもそも先物取引への勧誘を行ってはならないという点である。このように取引に関する不適格者を勧誘してはならないという「適合性原則」についてはすでに第六章において一般的な形で検討したところではあるが、商品先物取引に関しては、この「適合性原則」が、平成一〇年に改正された商品取引法において法定されることとなった（同法一三六条の二五第一項四号）。しかし、それに違反した場合には主務大臣による改善命令、あるいは三月以内の業務停止命令が出されるというのみで、私法上の効果には一切触れていない。<sup>38)</sup>

近時の裁判例の中には、このような適合性原則違反が違法であるか否かが問題となることが多い。ところが、その請求が認められた裁判例はあまりみられない。ここでは先物取引の適合性の有無は——当然のことながら上述した適合性原則の定義に対応する形となるが——、第一に、知識、情報、経験からみて理解力があるといえるか、第二に資産が十分にあるかという二つの観点から判断され、それらが複合的に適合性があるとの判断理由としてあげられていることが多い。

以下、順に検討していくこととしよう。

(b) 第一の観点——年齢・学歴・経歴・取引経験

第一の観点からは、年齢・学歴・経歴を子細に検討するケースが多いが、その際には顧客からの積極的な申告があった場合<sup>39)</sup>、顧客が自ら電話をして取引を申し出た場合など<sup>40)</sup>、顧客からの何らかの積極的行動が認められると適合性原則違反が否定される傾向がある。なお、裁判例の中には、商品取引業者が用意した書類への署名、アンケート

への回答を適合性原則違反を否定する理由としてあげるものも存在するが、すでに八四頁でも述べたように、商品先物取引の経験のない者が顧客に占める割合はきわめて高いのであるから、署名をしたり、アンケートに回答したことのみをもって取引への理解があると判断するべきではない。

また、この観点からは、顧客の取引経験の有無も問題となる。ここで問題となる取引経験とは、商品先物取引の経験、あるいは証券取引・信用取引などの商品先物取引以外の投資取引の経験のいずれかまたは双方を指すものである。

前者の商品先物取引の経験に関しては、なんらかの形で経験をしている場合には、顧客の請求は認められないか、あるいは認められても非常に高率の過失相殺がなされることになる。興味深いのは、過去に取引経験のある者のほとんどがその過去の取引では損失をこうむっていることについて、損失をこうむりリスクを十分に認識しているにもかかわらず取引をしたとして、顧客に対して非常に厳しい判断を下す裁判例が少なくないことである。しかし、裁判例にも、このような損失をこうむった顧客に「損を取り戻す」というような甘言を差し向けて勧誘を行うものがみられる点には、注意しなければならない。<sup>42)</sup>

さらに、考慮しなければならないのは、同じ商品先物取引であっても、対象となる商品が異なれば、需給関係とそれに伴う価格変動等に関して必要な知識や情報は当然異なるという点である。対象商品は、大まかに農産品と工業品とに分かれるが、さらにいくつもの商品に細分化される。農産品であれば、その商品の産地の作付けや生育動向に左右されるし、工業品も含めて各国の経済状況・政治状況により、その商品ごとにさまざまな値動きをみせている。<sup>43)</sup> 一方で、単にある商品について先物取引の経験があるからといって、すべての商品先物取引に精通しているとはいえないことになる。

例えば、過去に小豆の先物取引をした経験のある者が、再び小豆の先物取引をしようとしたところ、商品取引業者の勧めにより貴金属の先物取引も同時に行った事例で、取引適合性（判決では「適格性」としている）の判断にあたり、商品の相違に注目している判決がある。ここでは、結果的には「商品の特性についての知識が不十分であっても、先物取引の機構についての十分な理解があれば一応は慎重な投資判断を期待することができる」として、適合性原則の適用は否定されている。<sup>446</sup>しかし、この事例では、過去に小豆の取引経験がある顧客が、小豆の価格が上昇すると予測し自ら取引を希望して来店したことが判決の結論に大きな影響を与えている点には留意する必要がある。他の事例をみると、過去に取引経験があるとされる場合でも、ある業者との取引で損失をこうむるまでは取引経験がなかった者を、別の業者が損失を回復できると申し向け、商品を換えて新たな取引を勧誘することもある。<sup>445</sup>したがって、商品先物取引の経験の有無の判断にあたっては、取引対象となる商品や過去の経験期間等にも注目し、慎重に行う必要がある。

また、商品先物取引以外の投資取引の経験があることを理由に、適合性原則の適用を否定する裁判例も少なからず存在する。しかし、商品先物取引と同様に一定の委託証拠金を証券会社に差し入れて株式の売買を行う株式の信用取引のようなリスクの非常に高い取引の経験がある場合はともかく、通常の株式取引の経験があるということだけを理由に適合性原則の適用を否定するのは早計であるように思われる。

(c) 第二の観点——自己資金（資産）の有無

第二の観点については、多額の自己資金（資産）を有していることを理由に適合性原則違反を認めないものがある。<sup>447</sup>しかし、自己資金を有していても年金生活者などで収入がなかったり、収入はあるものの借入金返済を続け

ている最中であるなど、余裕資金があるとはいえない場合には、適合性原則違反が認められている。これに対して、アルバイトと年金で生活している六八歳の顧客に自己資金と借入余力があることを理由として適合性原則違反を認めなかった事例もあるが、本来、自己でリスクを負担することを前提とする投機取引において借入余力の有無を判断すること自体、本末転倒であろう。

（d）裁判例にみる適合性原則違反の判断基準

適合性原則違反が認められた事例をみると、その違反が認められなかった事例の分析で述べた観点に対応する形で、第一に根本的に理解力に欠けている場合、第二に資産がまったくない場合、そして、第三にその双方の要素がある場合に分けることができる。

まず第一の理解力に欠けているとされた場合として、顧客が一時在留資格をもつものの日本語に習熟していない中国人主婦であった事例がある（ただし、この事例では同席した夫が日本語に堪能であることを理由に四割の過失相殺がなされているが、この問題については、次回に六で詳述する）。

第二の資産不足とされた場合としては、かつて先物取引を行って多大の損失をこうむった結果、事実上破産状態になり、取引終了時において仕切差損金すら支払えない状況にあった者があげられている。なおこの事例では、適合性原則違反を一種の調査義務違反と捉えている点にも注意しなければならない。すなわち、商品取引員（商品取引業者）の担当者は、顧客の財産状況の変化等について、顧客から事情聴取し、不十分な場合には独自に調査するなどして、特段の事情を確認したうえで取引を開始する注意義務があると判示されている。

さらに第三に、上述の第一と第二の双方の性質を併せもつ例としては、顧客がスイス国籍の宣教師であった事例

がある。<sup>53)</sup>この宣教師は、日常会話は可能だが書面を理解する能力に欠けているうえ、そもそも個人資産を有しておらず、投資した資産は自らが代表を務めていた公益法人のものであったことから、本件では、適合性原則違反が肯定されている。また、書面の交付を受ける際に英文の書面を要求したものの結局交付されなかった場合には、商品取引所法一三六条の一九で定められた受託契約時の書面の交付義務を果たしたとはいえないとして、説明義務違反も肯定している。

第二の事例のように適合性原則違反の有無を、商品取引業者の調査義務違反の有無と捉える見解は、裁判例に限らず、近時の学説においても主張されている。<sup>54)</sup>

しかしながら、ここでとりあげた判決をふまえると、適合性原則違反が認められる事例は限られているといえる。裁判例の中には、七八才の年金生活者であり、かつ長文の文章を読破することが困難な視覚障害者であるにもかかわらず、まったく文字が読めないわけではなく、かつ資産を有していることを理由に、適合性原則違反が否定されている事例も存在する<sup>55)</sup>(もつとも、長文の読破が困難であるのにガイドを受領した翌日に取引を開始したことなどを理由として、損害賠償請求自体は肯定されている)。

たしかに、ある程度の判断能力と資産を有しているのであれば、一般の消費者であっても商品先物取引を行うこと自体は、不可能であるとはいえない。そのため裁判所も、そもそも取引自体への参加を勧誘すること自体の違法性を問うことには、慎重にならざるをえないのであろう。しかし、そのような制約があるとはいえず、上述した三つの場合のように「適合性原則」が大きな役割を果たしている場面も存在するのであり、その点は積極的に評価する必要がある。

ところで、資産が十分にあるため不適格者とまでは認定できないとしつつ、業者に顧客の能力に関する調査義務

があるとして、その違反の有無を問う判決もある。具体的には、顧客が、夜間中学を中退した元会社員で資産はあるが（預金一億円＋有価証券六、〇〇〇万円）、第二種身障者四級・病氣加療中であって、老齢年金＋内妻の給料で生計を維持している者という場合である。<sup>56</sup> この判決では、顧客は「不適格者といえないまでも、十分な知識能力を備えた者とはいえない」とされ、業者側が顧客の状況を知らなかったことは、顧客の知識能力の調査義務違反にあたる」と判示されている。

なお、そもそも取引自体に参加することが不適合であると判示されているにもかかわらず、損害の認定にあたっては高率の過失相殺をされているものが多いが、この点については次回に六で述べることにする。

（3）基本委託契約に関する情報提供義務ないし説明義務違反

（a）違法性判断の基準と情報提供義務ないし説明義務違反

すでに述べてきたように、不法行為構成をとるにしろ、債務不履行構成をとるにしろ、商品先物取引における一連の行為の一部のみを捉えて違法性を判断する判決は少ない。しかしながら、一連の行為をいくつかの場面にわけ、それぞれについて違法性を検討している判決がほとんどである。そこで、勧誘段階での違法性を論じている場面に注目することとしよう。適合性原則についてはすでに（2）で論じたところであるので、ここでは、説明義務違反と断定的判断の提供が問題となっている場面で、裁判所がどのような事情に着目して判断を下しているかに着目しながら、それぞれ検討することとしたい。

(b) 説明義務違反に関する判断基準

①ガイド等説明書類の交付と説明義務

商品先物取引の開始にあたっては、商品取引所法一三六条の一九に基づき、商品取引員（商品取引業者）から委託者（顧客）に対して「法定交付書面」が交付されることになっている。その法定交付書面として用いられるのが、社団法人日本商品先物取引協会の作成した「商品先物取引委託のガイド」（以下、「ガイド」という）である。ガイドには、商品先物取引のしくみや契約の手順、取引のしくみ、取引の具体的な内容が書かれており、中でも商品先物取引の危険性については、赤線枠で囲まれて強調されている。<sup>57)</sup>

この他、契約締結時には、各社の受託契約準則などが交付されることがあるが、ガイドはほぼ必ず交付されている。そこで、このガイドを交付したことによって説明義務が履行されたことになるか否かが問題となる。

この点について判決を概観すると、ガイドを単純に交付したことをのみをもって、説明義務が果たされたとするものはほとんどない。ガイドの交付に際して口頭でどのような説明がなされたかということとともに、年齢・経歴・経験などを考慮して、ガイドを理解する能力があるか否かが問題となるものが多い。以下、詳細に検討することとしよう。

まず、具体的な説明行動が問題となるものがある。ガイドにアンダーラインを引き、読み上げたことを認定し説明義務違反はないとしたものや、説明の際に外務員が「半分以上のマイナス」、「最低限の損失」とメモを記載したことで証拠金の半分が損失の最低限と誤解したと認定されたものなどが典型例である。ただし、先物取引会社の外務員が顧客が高齢・無職・先物取引無経験という属性をもっていることを認識して勧誘したと認定しながら、ガイドに基づき説明し、一定の理解を得たとする判決もある。<sup>64)</sup> もっとも、この事例では、取引の具体的な内容におい



て、上記の属性の者に多数回の複雑な取引をさせたことと多額の手数料を得ていることを認定し判決を下しているので、明確な立証のない説明義務違反をあえて認定しなかったと理解することも可能である。

次に、時間的な観点、すなわち、第一にガイドを交付して実際に説明する時間、あるいは、第二にガイドを交付し基本的委託契約を締結してから個別取引を開始するまでの時間に着目する判決がある。

第一の点については、ガイドを交付して説明に要した時間がわずか二五分であることを認定して、十分な説明がなかったとする事例がある<sup>61)</sup>。

第二の点については、一〇〇頁でも述べたように、顧客が長文読解が困難な視覚障害者であるにもかかわらず、ガイドを受領した翌日に取引を開始させている事例がある<sup>62)</sup>。

それに対して、同様にガイド交付直後に取引を開始しているが、説明義務違反が認められなかった事例もある。ここでは、顧客が以前行っていた株の信用取引で多額の損失をこうむったにもかかわらず、直後に取引を開始していることが重視されている<sup>63)</sup>。

もっとも、同じ事件であっても、第一審と控訴審で判断が異なるものもある。この事件では、第一審ではガイドを交付されてから八日後に面談をして取引が開始されたことを重視し、説明義務違反がないと判示したが、逆に、第二審では契約締結時にガイドを交付したのみで説明をしていない点を重視し、説明義務違反を認定している<sup>64)</sup>。このように裁判官がどの事実に着目したかで、判断が一八〇度変わる可能性があることには留意する必要があるだろう。

## ② 約諾書等への署名・押印

商品先物取引の基本委託契約締結にあたって、顧客が、業者の求めに応じて、先物取引の危険性を了解した上で

取引開始を承諾した旨の「約諾書」や、先物取引経験の有無などを記した「アンケート」などの提出を求められることがある。年齢や経験、あるいは他の状況との関係（例えば何度も電話や訪問を受けたなど）で、それらの書類への署名・捺印をしたことが説明義務違反の有無の判断材料となっている判決が散見される。<sup>666</sup>

しかし、先物取引に危険性について一般的な危険性は認識しているものの、「アンケート」には担当者の判断に従った回答がなされていることを認定したり、あるいは説明義務違反を認めている事例も存在する。

ここでは、最低限自らの判断で署名・捺印しているか否かという事実の認定が重視されている。

### ③積極的な勧誘行為

業者からの勧誘が、顧客の積極的な行動を促す形で行われる場合には、説明義務違反が認定されることがある。

ここでは、第一に顧客に一応のリスクは説明しながら、その危険性をうち消すような発言をしている場合、第二に顧客に必要以上に積極的な投資を決意させるような発言をしている場合、第三に現物取引と区別のできない顧客にその勘違いを肯定するような発言をしている場合があげられる。

第一の場合には、例えば一応リスクを説明しつつも外務員が自ら「プロ」であることを強調している場合に、自己責任の自覚を促さなかったとして説明義務違反が認められた事例がある。<sup>667</sup> 同様に、リスクについて一定の説明はしたものの、儲け話をする事によってその十分な理解を妨げたと判示しているものもある。<sup>668</sup>

第二の場合には、例えば、直前にある商品取引業者との間で行った先物取引で多大な損失をこうむった未亡人に對して、その業者から別の業者に移籍した外務員が、「借金はすぐ返せる」と勧誘したうえ、借入金で取引をするよう促した事例で、説明義務違反が認められている。<sup>70</sup>

第三の場合には、例えば、知識が不十分でもと金の現物取引に興味を持っている顧客に対して、現物よりも有利であると勧誘した事例などがある。<sup>(71)</sup>

#### ④取引の継続

当初の説明が十分であったか否かを判断する際に、その後の取引状況を考慮する事例もある。すなわち、仮に業者による説明が不十分であったとしても、顧客の側で手仕舞をする機会があったにもかかわらず、取引を継続したことから、説明義務違反はなかったと判断するのである。<sup>(72)</sup>しかしながら、次回に五で述べるように、業者側の巧みな誘導によって顧客の側から取引を中止することが困難であるということもままあるのであり、取引の継続という点は、少なくとも説明義務違反の有無を判断する際には考慮するべきではないように思われる。

#### （c）断定的判断に関する判断基準

断定的判断の提供とは、顧客に対し利益を生ずることが確実であると誤解されるべき判断を提供することを指し、商品取引所法一三六条の一八でも、不当な勧誘行為として禁止されている。

この断定的判断の提供に関しては、単なるセールストークとの区別が問題となる。

断定的判断の提供があるとされた事例は、証拠から断定的であると受け取れる言辞があったと認定されたものである。例えば、「他の客は儲かっている」、「二二〇パーセント信じてほしい」と述べたり、「プロであり損はさせない」<sup>(74)</sup>、「必ずあがるから損はしない」<sup>(75)</sup>、あるいは預金と同じようなものであると強調して「利息が三割つきお得」<sup>(76)</sup>などと述べている場合である。

しかしこれ以外に、外務員の言動そのものではなく、実際に行われた取引の客観的な状況から断定的判断の提供の存在を推測するものがある。例えば、従来の外務員の予想と逆行しているにもかかわらず、売買を繰り返し、売建玉が増加している場合などである。<sup>77)</sup>

逆に、断定的判断の提供の否定例をみると、先物取引の危険性を認識していたという心証を抱かせたことが理由となっているものもあるが、客観的事情を考慮するものが多い。例えば、株の信用取引で実際に損失をこうむった経験があることや経歴を考慮するもの、あるいは顧客が貸金業者であり当然リスクは承知しているとするものなどがある。<sup>78)</sup>

このように、断定的判断の提供の有無にあつては、業者の側の勧誘行為の有無が問題となる場合もあるが、それ以上に顧客の側の態様によって、断定的判断の提供が否定される可能性がある点には注意が必要であろう。

#### (d) 小括

説明義務違反ないし断定的判断の提供の判断基準については、第三節に詳述するが、上で検討した点をまとめること、ひとまず次のようなことがいえるであろう。

まず、業者の側が単に書類を交付するにとどまらず、取引の開始までの間に相手の能力に応じて十分な理解を得られる時間をとることを前提としたうえで、具体的に取引の危険性について説明をなしているかどうか説明義務の内容となろう。仮に経験もなく、かつ理解に乏しい顧客を勧誘するのであれば、なおのことそのような顧客に対して説明をなす義務が課されることとなろう。

そして、業者が通常の勧誘行為を超えて、顧客に積極的な行動を求めるような形で勧誘を行った場合には、その

ような勧誘にあたって正確な説明をなすことを保証したような状況を生ずるといえる。このような場合、その説明が異なることによって生じた責任を負うことになる。

(4) 個別取引における情報提供義務ないし説明義務違反

基本委託契約締結後に行われる個別取引において問題となる行為は、次の四に列挙したとおりであるが、とりわけ説明の有無が問題となるのは、「両建」(りょうだて)があつた場合である。

両建とは、一人の顧客が既存玉(≡既存の取引)と反対のポジションの建玉(たてぎよく)をすることをいう<sup>81)</sup>(ちなみに、「建玉」とは、商品取引所において成立した売買契約のうち、未決済のものをいう)。これは、建玉の値洗いが損になってもすぐに仕切らず(仕切る≡取引を終了すること)に、反対の建玉をすることによってその後の相場の変動による損失の拡大を防いでおき、適当と思うときに一方を反対売買して残った建玉の方で利益を得ようとする<sup>82)</sup>こと等を目的とする取引の方法をいう。両建をすること自体は違法な行為ではないとされているが、新たな資金や手数料が必要となるうえ、両建を外すタイミングを判断するのが難しいため、しっかりと相場観と的確な判断力が要求されることになる<sup>83)</sup>。

商品先物取引の裁判例をみると、相当数の事例で両建の違法性が争われている。そこでは、上述のように判断が難しい両建を、顧客が自らの判断で行ったのか、その前提として業者の側から両建に関する説明があつたか否かという点が問題となる。

両建の違法性を認定する裁判例の中には、業者の外務員がこのままでは「追証(おいしょう)になる」と述べて、焦る顧客に「避けるには両建しかない」と差し向けたということ<sup>84)</sup>を、当事者の証言をもとに認定したうえで、説明

義務違反を認めたものもある（「追証」については、次回に五で説明する）。

しかしながら、両建の違法性の認定にあたっては、説明の有無よりも、全取引回数中の両建の回数、あるいは両建や次回に五で述べる途転（どてん）などを含む特定売買の回数を対比した特定売買比率を元に、取引の合理性を考慮し、違法性を認定するものが多くなってきた。<sup>85)</sup>

両建の違法性を認定しない裁判例には、両建があることは認めつつも、それが因果の流れ、あるいは相場状況に従ったものとするものがあるが、それ以外に顧客側の態様を問題にするものがある。例えば、顧客が、以前は両建を拒否し、両建の際に異議を申し立てなかった場合などがある。<sup>86)</sup>

## 注

- (1) 松山地判昭和四一年九月二〇日下民集一七卷九一〇号八二八頁・判時四七七号三八頁。なお、本件事案では、委託があったとされた初回を除く二回目以降の取引について、顧客から業者に委託がなされた否かも争われた。この点につき、判決は次のように述べて、業者からの主張を否定している。すなわち、昭和四二年改正前の商品取引所法旧九六条は、商品仲買人のする受託業務は取引所の定める受託契約準則に従って行わなければならないと規定しており、当該取引がなされた大阪穀物商品取引所受託契約準則第四条は、個別取引ごとに委託者が商品仲買人に同条所定の事項について具体的な指示をする旨規定している。そのため、商品仲買人たる業者が顧客から売買取引の委託を受けたというには、同準則第四条所定の事項（顧客が何月何日にどのような取引を具体的に委託したかというような事実）を同準則の規定に従って立証すべきであるが、そのような立証に成功していない。なお本件事案は、判例時報のコメントでは、商品取引所法九一条一項を強行法規と解してこれに反する行為を無効とし

契約関係における情報提供義務（八）（宮下）

た事例として紹介されているが、判決文中に「無効」という表現は使われていない。

- (2) 最判昭和四九年七月一九日判時七五五号五八頁。
- (3) 最判昭和四一年一〇月六日裁判集民事八四号五三三頁・判タ一九九号一三三頁。
- (4) 最判昭和四二年九月二九日裁判集民事八八号六二三頁・判時五〇〇号二五頁・金判七九号一〇頁。
- (5) 大津地判昭和五六年一〇月三〇日判時一〇四六号一〇頁・判タ四五六号一六八頁・金判六三九号四四頁・先物取引裁判例集一卷一〇頁、大阪地判昭和五八年二月二八日判タ四九四号一六頁・先物取引裁判例集二卷一四頁、神戸地判昭和五八年五月一三日判時一〇九七号一一五頁・判タ五〇三号一一七頁・先物取引裁判例集二卷四七頁、大阪高判昭和五八年一〇月一四日判タ五一五号一五八頁・先物取引裁判例集三卷八頁。
- (6) 大阪地判昭和五九年七月二六日判時一一三四号一四二頁・先物取引裁判例集四卷一〇五頁、浦和地判昭和六三年六月二九日金判八一〇号三四頁・先物取引裁判例集九卷一頁。
- (7) 加藤雅信『新民法大系Ⅰ 民法総則』（有斐閣、平成一四年）二二二頁以下、同「行政的取締法規違反行為の私法上の効力」『現代民法学の展開』（有斐閣、平成五年）一六六頁。
- (8) 松岡久和「商品先物取引と不法行為責任——債務不履行構成の再評価」ジュリスト一一五四号（平成二年）一一頁。
- (9) 松岡・前掲注(8)ジュリスト一二二頁。
- (10) 例えば、和歌山地判平成一二年一〇月二一日先物取引裁判例集三一巻一頁、大阪高判平成一三年七月一三日先物取引裁判例集三一巻三六頁、札幌地判平成一三年八月二四日先物取引裁判例集三一巻一七一頁、等。
- (11) 松岡・前掲注(8)ジュリスト一四頁。
- (12) 佐賀地判昭和六一年七月一八日判時一二二二号一一四頁・先物取引裁判例集七卷七三頁。
- (13) 松岡・前掲注(8)ジュリスト一二二頁。

- (14) 三木俊博「債務不履行構成の試み——不法行為から契約法域への転換」先物取引被害研究五号（平成七年）二三頁以下、松岡・平掲注(8)ジュリスト一四頁以下、松岡久和「商品先物取引被害救済における債務不履行構成の再評価」先物取引被害研究一八号（平成一四年）八頁以下。
- (15) 平成一〇年の商品取引所法の大改正で導入された一三六条の一七は、「誠実かつ公正の原則」と題して、次のように定める。  
「商品取引員並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。」
- (16) 新規委託者の保護についての詳細は次回に五で述べるが、従来は、業界団体の性格も有していた社団法人日本商品取引業協会（平成二年の商品取引法改正で設置されたもの）以下、「旧日商協」という）が社内規則参考例として作成した「受託業務管理規則」六条で三カ月の習熟期間を設けるとされ、また「商品先物取引の経験のない新たな委託者からの受託に係る取扱い要領」では二〇枚以上の新規建玉が制限されていた。そのため、ほとんどの商品取引業者が、そのような内容の社内規則を有していた。
- しかし、平成一〇年の商品取引法改正で旧日商協が改組された日本商品先物取引協会（以下、「日商協」という）の定めた「受託業務規則制定に係るガイドライン」四項では、「特段の管理措置を講ずること」とするだけで、明確な規制がなされていない。そのため、ほとんどの商品取引業者では、社内規則である受託業務管理規則に定める基準が、旧日商協の基準よりも緩和されている。この点については、津谷裕貴「大神周一」茨木茂「石戸谷豊」『実践先物取引被害の救済』（民事法研究会、平成二二年）一八頁以下を参照。
- (17) 札幌地判平成一三年八月二四日先物取引裁判例集三二卷一七一頁。
- (18) 札幌地判平成一四年二月二八日先物取引裁判例集三二卷九三頁。
- (19) 新規委託者保護義務違反を債務不履行の理由づけとしてあげるものとして、大阪地判平成一四年二月二六日先物取引裁判例集三二卷二一七頁、不法行為の理由づけとしてあげるものとして、静岡地判平成一四年六月二七日先物取引裁判例集三二卷二



- 九二頁。
- (20) 善管注意義務違反を債務不履行の理由づけとするものとして、千葉地木更津支判平成一四年三月二九日先物取引裁判例集三二卷一五三頁（問屋としての善管注意義務違反）、不法行為の理由づけとするものとして、新潟地判平成一四年三月二七日先物取引裁判例集三二卷一三四頁。
- (21) 千葉地木更津支判平成一四年三月二九日先物取引裁判例集三二卷一五三頁（引用は、一七一頁）。なお控訴審では、不法行為のみを理由としている（東京高判平成一四年一二月二六日判時一八一四号九四頁、先物取引裁判例集三三卷三〇二頁）。
- (22) 東京地判昭和四九年四月一八日判時七四六号九三頁。
- (23) 神戸地判昭和四〇年一月五日判時四四二号五〇頁。
- (24) 大阪地判平成一二年九月一九日先物取引裁判例集二九卷一〇八頁。ただし、顧客は高齢で資力も十分ではないが、完全に理解力がないわけでもないのに取引を継続したことを理由に、欺罔された当初の取引による損失は過失相殺しないもの、それ以後の取引での損失について、三割の過失相殺がなされている。
- (25) 仙台地判平成一〇年七月三〇日先物取引裁判例集二六卷一四五頁（第一審）、仙台高判平成一一年七月二三日先物取引裁判例集二六卷一三四頁（控訴審）。この事件では、三名の原告に対して第一審で甘言を信じたことや領収書が正規の形式でないことは容易に判明したことを理由に四割の過失相殺がなされたが、控訴審ではさらに動機に不法があることも加味され、割合が五割に引き上げられている。
- (26) 金沢地判平成二年八月六日先物取引裁判例集一〇卷一三六頁。
- (27) 仙台高秋田支判平成二年一月二六日判時一三七九号九六頁・判タ七五一号一五六頁・先物取引裁判例集一〇卷一八六頁、鹿兒島地判平成一〇年八月二五日先物取引裁判例集二五卷三二頁。
- (28) 東京地判昭和五八年五月一〇日先物取引裁判例集二卷四〇頁、大阪地判昭和五九年四月二四日判時一一三五号一三三頁・先

物取引裁判例集四卷一八頁、秋田地大館支判昭和六一年二月二七日判タ六一七号一〇一頁・先物取引裁判例集六卷五一頁、東京地判平成二年三月二九日判時一三八一号五六頁・先物取引裁判例集一〇卷一五三頁、東京高判平成二年九月二七日先物取引裁判例集一〇卷一四八頁、東京地判平成四年七月二七日判タ八〇五号一八四頁・先物取引裁判例集一三卷一一七頁。

(29) 大阪地判昭和五九年五月三〇日先物取引裁判例集四卷七三頁、大阪地判昭和六〇年二月二二日判時一一六三号八九頁・判タ五五六号一九〇頁・先物取引裁判例集五卷一〇号一七七頁・名古屋地岡崎支判昭和六〇年三月七日先物取引裁判例集五卷一一頁、大阪地判昭和六〇年四月九日判タ五六〇号一七七頁・先物取引裁判例集五卷五〇頁、大阪地判昭和六一年九月八日先物取引裁判例集七卷九九頁、東京地判平成六年三月一七日先物取引裁判例集一六卷一八頁、福岡地判平成六年四月二六日先物取引裁判例集一八卷二五頁。

(30) 福岡地判昭和四六年五月二六日判タ二六六号二六六頁・金判二七八号一二頁、京都地判昭和五八年三月二三日判タ五〇六号一九五頁、大阪地判昭和六一年五月三〇日判タ六一六号九一頁・先物取引裁判例集七卷三七頁、大阪地判平成七年一月二二日先物取引裁判例集二〇卷三頁。

(31) 盛岡地判平成一〇年五月一五日先物取引裁判例集二六卷一頁。

(32) 大阪地判平成九年二月二四日判時一六一八号一〇四頁・先物取引裁判例集二二卷一三九頁。

(33) 大阪高判平成一〇年二月二七日先物取引裁判例集二四卷一頁。

(34) 最判平成一〇年一月六日先物取引裁判例集二五卷一三五頁。

(35) 最判昭和六一年五月二九日判時一一九六号一〇二頁・判タ六〇六号四六頁・先物取引裁判例集七卷二五頁。なお、第一審判決（大阪地判昭和五八年二月二八日判タ四九四号一一六頁・先物取引裁判例集二卷一四頁）および控訴審判決（大阪高判昭和五八年一〇月一四日判タ五一五号一五八頁・先物取引裁判例集三卷八頁）でも、公序良俗違反による無効が認められているが、同時に違法な勧誘がなされたことを理由に不法行為に基づく感謝料請求も認められている（認容額一〇万円）。

契約関係における情報提供義務（八）（宮下）

- (36) 大津地判昭和五六年一〇月三〇日判時一〇四六号一〇頁・判夕四五六号一六八頁・金判六三九号四四頁・先物取引裁判例集一卷一〇頁。
- (37) 適合性原則については、第四章第五節二（本連載第六回・法政論集一九七号二三三五頁）を参照。
- (38) 日本商品先物取引協会「受託業務に関する規則」三条および五条一項一号。
- (39) 札幌地判平成一四年三月六日先物取引裁判例集三二卷一〇五頁。
- (40) 東京地判平成一三年二月二六日先物取引裁判例集三〇卷二五一頁。
- (41) 東京地判平成一二年九月一九日先物取引裁判例集二九卷八〇頁、札幌地判平成一四年三月六日先物取引裁判例集三二卷一〇五頁。
- (42) 東京地判昭和五〇年一月二八日判時七七五号一六五頁。
- (43) 商品先物取引の対象となる個別の商品に関する価格変動等については、日本商品先物取引協会『上場商品の基礎知識』（第二版、日本商品先物取引協会、平成一三年）を参照。
- (44) 旭川地判平成四年六月二六日判夕八〇二号一八五頁（引用は、一九二頁）。
- (45) 札幌地判平成一三年九月七日先物取引裁判例集三二卷一頁。
- (46) 例えば、鹿児島地判平成五年五月一七日先物取引裁判例集一五卷三五頁。
- (47) 大阪地判平成九年二月二四日判時一六一八号一〇四頁・先物取引裁判例集二二卷一三九頁、和歌山地判平成一二年一〇月二一日先物取引裁判例集三一卷一頁、大阪高判平成一三年七月一三日先物取引裁判例集三一卷三六頁。
- (48) 大阪地判平成一二年九月一九日先物取引裁判例集二九卷一〇八頁。
- (49) 京都地判平成九年一二月一〇日判夕九八二号一九二頁・先物取引裁判例集二三卷八七頁。
- (50) 東京地判平成一二年九月一九日先物取引裁判例集二九卷八〇頁。

- (51) 東京地判平成五年八月三十一日判時一四九九号八六頁・金判九四二号二九頁・先物取引裁判例集一五卷五〇頁。
- (52) 仙台高判平成一年一月二五日判時一六九二号七六頁・判タ一〇三九号一五九頁・先物取引裁判例集二五卷四〇九頁。ただし、時間の経過により財産状況が好転し、再び自己資金で取引を行えるような財産状況となったなどの特段の事情がある場合は別であるとされている。
- (53) 千葉地木更津地判平成一四年三月二九日先物取引裁判例集三三卷一五三頁（第一審）、東京高判平成一四年一月二六日判時一八一四号九四頁、先物取引裁判例集三三卷三〇二頁（控訴審）。
- (54) この点については、適合性原則を調査義務という投資勧誘者の行為義務の観点から捉える見解として、川地宏行「ドイツにおける投資勧誘者の説明義務違反について」三重大学法経論叢一三卷一号（平成七年）二二二頁以下参照。
- (55) 大阪地判平成一三年六月一日先物取引裁判例集三一卷一五四頁。
- (56) 東京地判平成九年二月二五日判時一六二五号六六頁・先物取引裁判例集二二卷一六二頁。
- (57) 日本商品先物取引協会『商品先物取引委託のガイド』（第一版、平成一一年）四頁。
- (58) 静岡地判平成一四年六月二日先物取引裁判例集三三卷二六九頁。もっとも、この事例では、後に一〇六頁でも触れるが、本人尋問の結果、先物取引の危険性を認識していたという心証を抱かせたこと、自ら一度は積極的に電話をして指示を出したことが重視されている。
- (59) 岡山地判平成五年九月六日先物取引裁判例集一五卷六九頁。
- (60) 大阪地判平成一四年二月二六日先物取引裁判例集三一卷三三七頁。
- (61) 札幌地判平成一三年八月二四日先物取引裁判例集三一卷一七一頁。同様に説明時間がわずか一時間に過ぎなかったことから説明義務違反を認めた事例として、大阪地判平成一四年一月二八日先物取引裁判例集三三卷二七〇頁。
- (62) 大阪地判平成一三年六月一日先物取引裁判例集三一卷一五四頁。

契約関係における情報提供義務（八）（宮下）

- (63) 名古屋地判平成一四年四月三〇日先物取引裁判例集三二卷一八五頁。
- (64) 前橋地桐生支判平成一一年一〇月二〇日先物取引裁判例集三〇卷一頁。
- (65) 東京高判平成一三年四月二六日先物取引裁判例集三〇卷二九頁。
- (66) 大阪地判平成八年一月二九日先物取引裁判例集二二卷一頁、名古屋地判平成一〇年四月一五日先物取引裁判例集二五卷三五五頁、東京地判平成一二年九月一九日先物取引裁判例集二九卷八〇頁、大阪地判平成一二年十一月三〇日判時一七四五号一〇頁・先物取引裁判例集二九卷一七九頁、札幌地判平成一四年一月二二日先物取引裁判例集三一卷二八八頁、福岡地判平成一四年九月三〇日先物取引裁判例集三三卷一六三頁、名古屋地判平成一四年五月一四日先物取引裁判例集三二卷二一九頁。
- (67) 仙台地判平成四年二月一七日先物取引裁判例集一四卷一〇六頁、新潟地判平成一四年三月二七日先物取引裁判例集三三卷一三四頁。
- (68) 静岡地浜松地判平成一三年一〇月二五日先物取引裁判例集三一卷二二一頁。
- (69) 札幌地判平成一四年三月六日先物取引裁判例集三二卷一〇五頁。
- (70) 札幌地判平成一三年九月七日先物取引裁判例集三二卷一頁。
- (71) 静岡地浜松支判平成一三年一〇月二五日先物取引裁判例集三一卷二二一頁。
- (72) 和歌山地判平成一二年一〇月二二日先物取引裁判例集三二卷一頁（顧客敗訴）。なお、第二審では顧客は勝訴したが（ただし、過失相殺五割）、この点の判断は維持されている。
- (73) 静岡地浜松支判平成一三年一〇月二五日先物取引裁判例集三一卷二二一頁。
- (74) 千葉地木更津支判平成一四年三月二九日先物取引裁判例集三二卷一五三頁。なお、控訴審でも同様の事実認定がなされている（東京高判平成一四年二月二六日判時一八一四号九四頁、先物取引裁判例集三三卷三〇二頁）。
- (75) 東京高判平成一三年四月二六日先物取引裁判例集三〇卷二九頁。

- (76) 前橋地判平成一四年六月二日先物取引裁判例集三二卷二九二頁。
- (77) 札幌地判平成一四年三月六日先物取引裁判例集三二卷一〇五頁。
- (78) 静岡地判平成一四年六月二日先物取引裁判例集三二卷二六九頁。
- (79) 札幌地判平成一四年三月六日先物取引裁判例集三二卷一〇五頁。
- (80) 札幌地判平成一三年八月二四日先物取引裁判例集三二卷一七一頁。
- (81) 津谷ほか・前掲注(16)九四頁以下。
- (82) 日本商品先物取引協会・前掲注(57)「ガイド」三二頁。なお、『ガイド』では、両建を、同一商品・同一限月の売建玉と買建玉を同時期に保有することと定義するが(同頁)、しばしば問題となるのは、同一商品であっても異限月の両建、あるいは、別商品の両建であるので、ここではこの定義に従うことはしなかった。
- (83) 日本商品先物取引協会・前掲注(57)「ガイド」三二頁。
- (84) 千葉地木更津支判平成一四年三月二九日先物取引裁判例集三二卷一五三頁。
- (85) 例えば、東京高判平成一三年四月二六日先物取引裁判例集三〇卷二九頁、等。「特定売買」とは、「両建」、「直し」、「途転」、「日計り」、「手数料不抜け」という五つの取引手法を総称するもので、時として手数料稼ぎの手段として用いられる。特定売買比率とは、全取引回数を分母として、特定売買の回数を分子として割り出した数値をいう。詳しくは次回に五で触れることとするが、以上の説明については、津谷ほか・前掲注(16)九四頁。
- (86) 名古屋地判平成一四年四月三〇日先物取引裁判例集三二卷一八五頁。

【付記】

以下に掲げる表は、国内私設市場および海外市場における商品先物取引に関する裁判例の一覧である。なお前回、国内公設市場

における商品先物取引に関する裁判例の一覧を掲載したが、その後新たに出された判決等、筆者未見のものについては、次回連載時に掲載する。

| 財源科  | 業者請求 | 経験    | 年齢 | 取引月数  | 適合 | 説明  | 断定 | 新規 | 両建 | 無断 | 一任 | 反復 | 過当 | 向玉 | 特定 | 無薄 | 仕切 |
|------|------|-------|----|-------|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ○30万 |      |       |    | 3     |    | ○   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      | ×    |       |    | 1.5   |    | ○   | ○  |    | ○  |    | ○  |    |    |    |    |    |    |
| ○30万 |      |       | 68 | 7     |    | ○   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      | ×    |       |    | 5     |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      | c     |    | 2     |    | ○   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      |       |    | 4     |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ○10万 |      |       | 52 | 1.5   |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      | D     |    | 6     |    | ○   | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    | ○  |
|      |      |       |    |       |    | ○   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      |       |    | 2     |    | ○   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      |       |    | 1~4   |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      |       |    | 0.5   |    | ○   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      |       |    | 1.5   |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      |       |    | 6     |    | ○   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      | D     |    | 1     |    | ○   | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| ×    |      |       | 60 | 0.5   |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      | ×    |       |    | 0~8   |    | ×/○ | ×  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      | Dd    | 58 | 0.5   |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      | Dd    |    | 1     |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      | Dc    |    | 6     |    | ○   | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      |       |    | 21    |    | ○   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ○50万 |      | Dd    |    | 3     |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |
|      |      |       |    | 0.5/1 |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|      |      |       |    | 1.5   |    | ○   | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ○    | ×    | DdDc  |    | 2~9   |    | ○   | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    | ○  |
| ×    |      | Dc    | 49 |       |    | ○   | △  |    |    |    |    | △  |    |    |    |    |    |
| ×    |      |       |    |       |    | ○   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ×    | ×    | (後記入) | D  | 62    | 5  | ○   | ○  |    | ○  | ○  |    |    |    | ○  |    |    |    |

業者との取引を開始した場合をEで示した。また、株式取引や株式の信用取引等、商品先物取引以外の取引に関する顧客の経験の有無を意味する。過去にそれらの取引の経験があり利益を得た場合をa、過去に経験はあるが損失を生じた場合をb、過去に経験はあるが損失を生じたか否かが不明である場合をc、過去に経験がない場合をd、過去に経験はないが、当該取引後に複数の業者との取引を開始した場合をeで示した。さらに過去において、外貨預金等、リスク性のある預金等をした場合をfで示した。なお、顧客が複数いる場合には、「」で分けて表示した。

- ・「年齢」とは、顧客の取引開始時の年齢を示している。
  - ・「月数」とは、取引開始から取引終了時までの月数を意味する。なお、形式的に取引が継続している場合でも、実質的に取引が終了している場合には、その時点までの月数で計算した。
  - ・表では、以下の略語を用いている。「適合」＝適合性原則、「説明」＝説明義務違反、「断定」＝断定的判断の提供、「新規」＝新規委託者保護義務違反、「無断」＝無断売買、「一任」＝一任売買、「反復」＝無意味な反復売買、「過当」＝過当売買、「向玉」＝向い玉、「特定」＝特定売買、「無薄」＝無敷・薄敷、「仕切」＝仕切段階の違法性(拒否・遅延・強制手仕舞)。
- なお、これらの項目のうち、○はその項目を理由に直接違法性が認められたもの、△は直接違法性は認められていないが違法性の判断要素とされているもの、×は当該項目に該当する行為はなされたが違法性はないとされたものを指す。



契約関係における情報提供義務（八）（宮下）

国内私設市場における商品先物取引裁判例一覧

| 番号 | 裁判所     | 年月日         | 掲載誌                                  | 審判関係 | 訴訟 | 勝敗   | 過失相殺 |
|----|---------|-------------|--------------------------------------|------|----|------|------|
| 1  | 大阪地判    | S55. 9. 30  | 先物1—1                                |      |    | ○(4) |      |
| 2  | 高知地判    | S56. 6. 24  | 先物1—5                                |      |    | ○    |      |
| 3  | 大津地判    | S56. 10. 30 | 判時1046—110・判タ456—168・金判639—44・先物1—10 |      | 甲  | ○    |      |
| 4  | 高松地判    | S57. 2. 10  | 先物1—19                               |      |    | ○    |      |
| 5  | 東京地判    | S57. 3. 25  | 先物1—28                               |      | 甲  | ○    |      |
| 6  | 東京地判    | S57. 5. 19  | 判タ476—114・先物2—1                      | 13—審 |    | ○    |      |
| 7  | 神戸地龍野支判 | S57. 8. 25  | 先物1—34                               |      |    | ○    |      |
| 8  | 大阪地判    | S58. 2. 28  | 判タ494—116・先物2—14                     | 16—審 |    | ○    |      |
| 9  | 福岡地判    | S58. 4. 26  | 判時1088—137・判タ501—185・先物4—1           |      |    | ○    |      |
| 10 | 東京地判    | S58. 5. 10  | 先物2—40                               |      |    | ○(4) |      |
| 11 | 神戸地判    | S58. 5. 13  | 判時1097—115・判タ503—117・先物2—47          |      |    | ○    |      |
| 12 | 東京地判    | S58. 5. 17  | 先物2—62                               |      |    | ○    |      |
| 13 | 東京高判    | S58. 5. 18  | 判時1081—135・先物2—9                     | 6控訴  |    | ○    |      |
| 14 | 新潟地判    | S58. 6. 29  | 先物3—1                                |      |    | ○(3) |      |
| 15 | 大阪地判    | S58. 9. 9   | 先物3—5                                |      |    | ※    |      |
| 16 | 大阪高判    | S58. 10. 14 | 判タ515—158・先物3—8                      | 8控訴  |    | ○    |      |
| 17 | 大阪地判    | S58. 10. 25 | 先物3—11                               |      |    | ○    |      |
| 18 | 大阪地判    | S58. 11. 8  | 先物3—13                               |      |    | ○    |      |
| 19 | 大阪地判    | S59. 1. 30  | 金判706—18                             |      |    | ○    | なし   |
| 20 | 大阪地判    | S59. 4. 24  | 判時1135—133・先物4—18                    |      |    | ○    |      |
| 21 | 札幌地判    | S59. 5. 24  | 判時1137—135・判タ532—216・先物4—43          |      | 甲  | △(4) |      |
| 22 | 京都地判    | S59. 6. 15  | 先物4—79                               |      |    | ○    |      |
| 23 | 大阪地判    | S59. 6. 22  | 判時1140—95・先物4—95                     |      |    | ○    |      |
| 24 | 大阪地判    | S60. 3. 18  | 判時1163—96・判タ556—171・先物5—20           |      |    | ○    | なし   |
| 25 | 名古屋地判   | S60. 4. 26  | 判時1163—112・金判722—28                  |      | 乙※ | ○    |      |
| 26 | 秋田地大館支判 | S61. 2. 27  | 判タ617—101・先物6—51                     |      |    | ○    |      |
| 27 | 横浜地判    | S61. 5. 27  | 先物7—22                               |      |    | ○    |      |
| 28 | 最高裁     | S61. 5. 29  | 判時1196—102・判タ606—46・先物7—25           | 16上告 |    | ○    |      |
| 29 | 佐賀地判    | S61. 7. 18  | 判時1222—114・先物7—73                    |      | 乙  | ○(9) |      |
| 30 | 東京地判    | H 2. 1. 31  | 金判858—28                             |      |    | △    |      |
| 31 | 東京地判    | H 2. 3. 29  | 判時1381—56・先物10—153                   | 33—審 |    | ○    | 2割   |
| 32 | 東京地判    | H 2. 7. 27  | 判タ753—182・先物10—104                   |      |    | ○(3) |      |
| 33 | 東京高判    | H 2. 9. 27  | 先物10—148                             | 31控訴 |    | ○    | なし   |
| 34 | 東京地判    | H 4. 7. 27  | 判タ805—184・先物13—117                   |      | 甲  | ○    | なし   |

【裁判例一覧表の見方（次頁の一覧表の見方も同様）】

- ・年月日は、「S」は「昭和」、「H」は「平成」を意味する。
- ・掲載誌の略語は、法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法」（2002年版）に従った。なお、「先物」とは、先物取引被害全国研究会編「先物取引裁判例集」（1～2巻は「金先物取引裁判例集」）を指す。なお、ハイフンの前の数字は、「先物」以外は号数、「先物」は巻数を、後の数字はいずれもページ数を意味する。
- ・「訴訟」では、顧客が訴訟を提起したところ商品取引業者から反訴請求がなされた場合を「甲」、逆に商品取引業者が訴訟を提起したところ顧客から反訴請求がなされた場合を「乙」と表記した。なお、商品取引業者が訴訟を提起したが、顧客が反訴請求をしなかったものは、「乙※」と表記した。
- ・「勝敗」とは、顧客側が訴訟に勝訴したか否かを示すものであり、勝訴した場合は○、敗訴した場合は×、一部勝訴した場合は△、事実上勝訴であるが業者側が請求額全額を弁済供託したため、敗訴となったものを※で示した。なお、過失相殺がなされた判決は、一応勝訴判決として分類した。また（カッコ）内の数字は、顧客側の原告（ないし被告）数を意味する。
- ・「業者請求」とは、商品取引業者から顧客に対してなされた差損金等の支払請求がなされたことをいう。業者側の請求が認められた場合には○、認められなかった場合には×、一部のみ認められた場合には△で示した。
- ・「経験」とは、商品先物取引あるいはその他の取引に関する顧客の経験の有無を意味する。過去に商品先物取引の経験があり利益を得た場合をA、過去に経験はあるが損失を生じた場合をB、過去に経験はあるが損失を生じたか否かが不明である場合をC、過去に経験がない場合をD、過去に経験はないが、当該取引後に複数の

| 別部科   | 業者請求 | 経験   | 年齢    | 取引月数  | 適合 | 説明 | 断定 | 新規 | 両建 | 無断 | 一任 | 反復 | 過当 | 向玉 | 特定 | 無簿 | 仕切 |
|-------|------|------|-------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|       |      | Dc   |       | 1     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 1     |    | ×  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 0.5   |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 3     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 0.5   |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ○300万 |      |      | 53    | 2     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      | Dd   |       | 1.5   |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 4     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      | 60    | 1     |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ○20万  |      | Dd   |       | 0.5   |    | ○  | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 1     |    | ○  | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 0.5   |    | △  | △  |    |    | △  |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 1.5   |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      | 68    | 1     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 1     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ×     |      |      | 56    | 0.5   |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    | △  |    |    |    |
| ×     |      | Dc   |       | 3     |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 5     |    | △  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      | D    | 31    | 1     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |
|       |      | c    | 60    | 1     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    | ×  |    |    |    |
|       |      |      |       | 1     |    | ○  | ○  |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 4     |    | △  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 8     |    | △  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ○40万  |      | Dd   |       | 1     |    | △  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 1     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 0.5   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      | Dd   | 51    | 1     |    | △  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ○810万 |      | Dc/B |       | 6     | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      | 70    | 2     |    | ×  | ×  |    | ×  | ×  |    |    |    | ×  |    |    | ×  |
|       |      |      | 29    | 4     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 2     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      | B    | 58    | 2     | ○  | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |
|       |      | Dd   | 24    | 2     |    | ○  | ○  |    |    | ○  |    |    |    | ○  |    |    | ○  |
|       |      | D    | 33~63 | 2~19  |    | ○  | ○  |    | △  |    |    |    |    | △  |    |    | ○  |
|       |      | Dc   |       | 4     |    | ×  | ×  |    |    | ×  |    |    |    | ×  |    |    | ×  |
| ×     |      | D    |       | 3     | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      | Dd   |       | 4     |    | ○  |    |    |    | ○  |    |    |    | ○  |    |    | ○  |
|       |      |      |       | 10/1  |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    | ○  |
|       |      |      |       | 13    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      | Dd   |       | 8     | ×  | ×  | ×  |    |    | ×  |    | ×  |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 5     |    | ×  | ×  |    |    | ×  |    |    |    |    |    |    | ×  |
|       |      |      |       | 2     |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      |      |       | 5     |    | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ×     |      | Dd   | 54    | 8     |    | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| ×     | ×    |      |       | 15/15 |    | ○  |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  |
|       |      | Dd   | 44~54 | 2~3   |    | ○  | ○  |    | ○  | ○  |    | ○  | ○  | ○  |    | ○  | ○  |
|       |      | D    |       | 13    |    | ○  | ○  |    | ○  |    |    |    |    | ○  |    |    | ○  |
| ×     |      |      | 2~30代 |       |    |    |    |    | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    | ○  |
|       |      |      |       | 1     |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    | ○  |
| ×     |      |      | 2~40代 | 2~33  |    |    |    |    | ○  |    |    | ○  |    |    |    | ○  | ○  |
| ○     |      |      |       |       |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    | ○  |
| ×     |      |      | 2~30代 | 平均7   | △  | ×  | ×  |    | ×  | ×  | ×  | ×  | ×  | ×  |    |    |    |
|       |      | b    | 59    | 2     |    | ○  | ×  |    |    | ×  |    | ○  | ○  |    |    |    |    |
|       |      | B    | 60    | 2     |    | ○  | ×  |    |    | ×  | ×  | ○  | ○  |    |    |    |    |
| ×     |      |      | 40    | 2     |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      | Dd   | 58    | 4     |    | ○  | ○  | ○  |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |
| ×     |      | Dc   | 56    | 8     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|       |      | Dc   | 37    | 8     |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |

契約関係における情報提供義務（八）（宮下）

海外市場における商品先物取引裁判例一覧

| 番号    | 裁判所      | 年月日        | 掲載誌                          | 審級関係 | 訴訟 | 勝敗    | 過失相殺 |
|-------|----------|------------|------------------------------|------|----|-------|------|
| 1     | 大阪地判     | S58. 3. 14 | 判タ494-121・先物2-30             | 15一審 |    | ○     |      |
| 2     | 大阪地判     | S58. 9. 8  | 先物5-79                       | 20一審 |    | ×     |      |
| 3     | 横浜地判     | S58.11.14  | 先物3-17                       |      |    | ○     |      |
| 4     | 横浜地判     | S58.12.23  | 先物3-21                       |      |    | ○     |      |
| 5     | 鹿児島地判    | S58.12.27  | 先物3-25                       |      |    | ○     |      |
| 6     | 横浜地判     | S59. 1. 20 | 先物3-29                       |      |    | ○     |      |
| 7     | 大阪地判     | S59. 1. 30 | 判時1121-62・判タ524-255・先物3-32   | 13一審 |    | ○     | なし   |
| 8     | 大阪地判     | S59. 1. 30 | 先物3-46                       |      |    | ○     |      |
| 9     | 大阪地判     | S59. 4. 16 | 先物4-8                        |      |    | ○     |      |
| 10    | 大阪地判     | S59. 4. 26 | 先物4-32                       |      |    | ○     |      |
| 11    | 大阪地判     | S59. 5. 30 | 先物4-73                       |      |    | ○     |      |
| 12    | 大阪地判     | S59. 7. 26 | 判時1134-142・先物4-105           |      |    | ○     |      |
| 13    | 大阪高判     | S59. 9. 27 | 先物4-112                      | 7控訴  |    | ○     |      |
| 14    | 名古屋地判    | S59.11.16  | 先物4-115                      |      |    | ○     |      |
| 15    | 大阪高判     | S59.12.20  | 先物4-123                      | 1控訴  |    | ○     |      |
| 16    | 大阪地判     | S60. 2. 22 | 判時1163-89・判タ556-190・先物5-1    |      |    | ○     |      |
| 17    | 名古屋地岡崎支判 | S60. 3. 7  | 先物5-11                       |      |    | ○     |      |
| 18    | 山形地判     | S60. 3. 26 | 先物6-1                        |      |    | ○     |      |
| 19    | 大阪地判     | S60. 4. 9  | 判タ560-177・先物5-50             |      |    | ○     |      |
| 20    | 大阪高判     | S60. 4. 26 | 先物5-61                       | 2控訴  |    | ○     |      |
| 21    | 佐賀地判     | S60. 6. 11 | 先物5-84                       |      |    | ○     |      |
| 22    | 静岡地判     | S60.10.25  | 判時1181-153・先物6-11            |      |    | ○     |      |
| 23    | 横浜地判     | S61. 1. 31 | 先物7-1                        |      |    | ○     |      |
| 24    | 名古屋地判    | S61. 3. 28 | 先物7-3                        |      |    | ○     | なし   |
| 25    | 大阪地判     | S61. 4. 11 | 先物7-15                       |      |    | ○     |      |
| 26    | 名古屋地判    | S61. 5. 8  | 先物7-20                       |      |    | ○     |      |
| 27    | 大阪地判     | S61. 9. 8  | 先物7-99                       |      |    | ○     |      |
| 28(指) | 大阪地判     | S62. 8. 7  | 判タ655-180・先物8-29             |      |    | ○     |      |
| 29    | 札幌地判     | S62.12.17  | 先物10-231                     | 42一審 |    | ×     |      |
| 30    | 東京地判     | S63. 5. 13 | 先物8-91                       |      |    | ○     |      |
| 31    | 浦和地判     | S63. 6. 29 | 金判810-34・先物9-1               |      |    | ○     |      |
| 32    | 福岡地判     | S63. 8. 29 | 判タ684-220                    |      |    | ○     |      |
| 33    | 大阪地判     | H1. 2. 13  | 判タ701-216                    |      |    | ○     |      |
| 34    | 大阪地判     | H1. 6. 29  | 判タ701-198・先物9-88             |      |    | ○(9)  |      |
| 35    | 東京地判     | H1. 7. 14  | 判タ719-179・金判840-21           |      |    | ×     |      |
| 36    | 名古屋地判    | H1. 8. 15  | 判時1345-106・判タ733-168・先物9-239 |      |    | ○     | なし   |
| 37    | 名古屋地判    | H1.12.22   | 先物10-14                      |      |    | ○     | なし   |
| 38    | 名古屋地判    | H1.12.27   | 先物10-26                      |      |    | ○(2)  |      |
| 39    | 横浜地判     | H2. 5. 24  | 判タ745-189                    |      |    | ○     |      |
| 40    | 東京地判     | H2. 6. 22  | 先物11-109                     | 44一審 |    | ×     |      |
| 41    | 札幌地判     | H2.10.19   | 判タ783-227                    | 43一審 |    | ×     |      |
| 42    | 札幌高判     | H2.12.12   | 先物10-221                     | 29控訴 |    | ○     |      |
| 43    | 札幌高判     | H3.10.21   | 判タ783-223                    | 41控訴 |    | ○     |      |
| 44    | 東京高判     | H4. 2. 18  | 先物11-99                      | 40控訴 |    | ○     |      |
| 45    | 名古屋地判    | H4. 3. 13  | 判時1464-97・金判895-25・先物11-21   |      | 甲  | ○(2)  |      |
| 46    | 東京地判     | H4.11.10   | 判時1479-32・先物14-52            |      |    | ○(3)  |      |
| 47    | 東京地判     | H6. 3. 17  | 先物16-18                      |      |    | ○     |      |
| 48    | 福岡地判     | H6. 4. 26  | 先物18-25                      | 52一審 |    | ○(78) | 2~4割 |
| 49    | 名古屋地判    | H6. 9. 30  | 先物17-40                      |      |    | ○     |      |
| 50    | 名古屋地判    | H8. 3. 28  | 先物20-52                      |      |    | ○(11) | なし   |
| 51    | 名古屋地判    | H8. 5. 13  | 先物20-112                     |      |    | ○(23) |      |
| 52    | 福岡高判     | H8. 9. 26  | 判タ928-173                    | 48控訴 |    | ○(78) | 3~7割 |
| 53(オ) | 大阪地判     | H9.11.19   | 先物25-1                       |      |    | ○     | 6割   |
| 54(オ) | 大阪地判     | H10.11.19  | 判時1692-91・判タ999-261          |      |    | ○     | 6割   |
| 55(オ) | 東京地判     | H11. 1. 26 | 判タ1060-236・先物25-484          |      |    | ○     | 3割   |
| 56(オ) | 東京地判     | H13. 2. 9  | 先物30-135                     |      |    | ○     | なし   |
| 57(オ) | 名古屋地判    | H13. 2. 21 | 先物30-163                     |      |    | ○     | 3割   |
| 58(オ) | 名古屋地判    | H13. 2. 28 | 先物30-288                     |      |    | ○     | 4割   |

【注】番号欄に「(指)」とあるものは株価指数先物取引、「(オ)」とあるものは海外商品先物取引オプション取引に関する裁判例であることを示している。